

障害者基本法の守備範囲と役割について

たけしたよしき
(竹下義樹)

1 障害者基本法が対象としている「障害者」の範囲は狭すぎる。身体または精神的(知的)理由により社会生活において何らかの支援を必要とする者、あるいは社会構造が原因となって社会参加が阻害、限定、障害されている者はすべて障害者として捉えるべきであり、基本法の対象とされるべきである。そうでないと、法の目的が貫徹されない。

2 障害者基本法の役割が不明確である。同法は、あくまでも行政(国または地方公共団体、以下同じ)の行う施策の指針となるためのものにすべきではないか。しかも、行政の施策を拘束するものでなければならない(努力義務では不十分)。

これに対し、国民及び事業団体(民間団体)の努力義務(責務)を基本法に定めることは妥当ではない。それらの義務は異質のものであるから、別途差別禁止法において規定されるべきである。

3 3条3項は差別禁止を規定しているが、法規規範性が曖昧である。それは基本法そのものの位置づけが不明確であることと、3条3項の規定内容が抽象的だからである。差別禁止規定は、あくまでも障害のある人の権利

じょうやく そ べつぽう さべつきんしほう ぐたいてき ほうきはんせい ぐ び
条約に沿って、別法（差別禁止法）においてより具体的に法規範性を具備し
たものとして規定すべきである。

4 きほんほう どうじしゃさんか し く きてい あら りつぽう しさく
基本法には、当事者参加の仕組みを規定すべきである。新たな立法、施策の
じっし かんすう しょうがいしゃ しょうがいしゃだんたい さんか しん
実施などにあたっては、過半数の障害者（または障害者団体）が参加する審
ぎかい へ きてい ひつよう
議会を経なければならないとする規定が必要である。

5 ぎょうせい きほんほう いはん ばあい きゅうさいきてい もう ぎょうせい
行政が基本法に違反した場合の救済規定を設けるべきである。行政の
しさく きほんほう いはん ばあい ここ しょうがいしゃ い か そち こう
施策が基本法に違反している場合に、個々の障害者は以下の措置を講ずるこ
とができるようにする。

(1) あら しさく じっし もと もうしたて
新たな施策の実施を求める申立

(2) じっし しさく とりけし ぜせい ついかじっし もうしたて
実施された施策の取消、是正、追加実施を求める申立

(3) しさく じっし かん きょうぎ もうしたて
施策の実施に関する協議の申立